

平成21年3月5日

各位

八戸市財政部管財契約課

単品スライド条項の運用基準の改正について

八戸市では、工事請負契約約款第25条第5項の規定（単品スライド条項）について、平成20年7月30日から「鋼材類」及び「燃料油」を対象に適用を開始し、同年10月24日からはこの2品目以外についても単品スライド条項の適用対象品目とすることができます。

この場合、基本的な運用は鋼材類の取扱いに準ずることになりますが、今回アスファルト類における対応を追加し運用するため、運用基準の一部を改正しました。

記

1. 適用対象（追加）となる工事材料

アスファルト類

（アスファルト混合物・アスファルト乳剤・ストレートアスファルト・改質アスファルト等）

2. 適用日（改正日）

平成21年3月5日

3. 適用対象（追加）となる工事

以下の（1）～（3）の全てに該当する八戸市発注の工事。

- （1）適用日時点で施工中である工事、または適用日以降に発注する工事
- （2）アスファルト類に該当する工事材料の価格高騰による変動額が、請負代金額の1%を超える工事

- （3）原則として、請負代金額の変更請求から2ヶ月以上の残工期がある工事

注 請負代金額の変更請求日以前に既済部分検査が完了している工事部分は適用対象から除く。

部分払のための出来形検査完了後に当該出来形部分について単品スライド条項の適用対象とする旨を通知した工事部分は適用対象となる。

改正版の運用基準等は、八戸市ホームページに掲載しています。

【問い合わせ先】

八戸市財政部管財契約課 電話0178-43-2111 内線723、172